

三島市公共下水道全体計画区域見直し案

上下水道部下水道課

三島市公共下水道全体計画区域見直し(案)

【見直しの背景】

近年、人口減少や高齢化の本格化、地域社会構造の変化など、汚水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化しています。また、地方財政が依然として厳しい状況にあることから、これら社会情勢の変化に対応するため、汚水処理施設の整備は、一層の効率化が急務となっています。

このような背景から、平成19年には汚水処理施設整備の構想について見直すよう、3省(国土交通省、農林水産省、環境省)の連名で通知がなされています。

本市においても、このような状況を踏まえ、効率的かつ適正な整備手法の選定をすることが必要となってきました。

【下水道整備の現状】

本市は、公衆衛生と生活環境の向上、公共用水域の水質保全を目的に昭和43年度から公共下水道事業を進め、平成23年度末における整備面積は、1,208ヘクタールであり、本市の人口に対する処理区域内人口の割合を示す下水道普及率は、県内第3位の77.8%となっています。

しかし、現在の全体計画に対する未整備面積は、約760ヘクタールあり、今後は随時事業計画区域(認可区域)を拡大して整備を進めていくこととなります。しかし、これまでの整備量やこれからの財政状況を勘案しますと、整備の完了には30年以上の時間を要します。

このように、公衆衛生と生活環境の向上、公共水域の水質保全を図るためには、市内全域の水洗化が急務ですが、早期に全てを公共下水道で整備することは困難な状況です。

このようなことから、経済性を考慮しつつ他の汚水処理施設(合併処理浄化槽等)を併行して整備していくために、平成17年2月に策定した「三島市公共下水道全体計画」の区域を見直すこととします。

【見直し方針】

今回の見直しは、市街化調整区域の下水道未整備区域について、整備手法の経済性の比較や整備に要する時間、将来の土地利用状況予測などの観点から、以下の方針で区域の見直しを行うこととします。

1. 追加区域(新たに公共下水道全体計画区域に編入し、将来的に下水道を整備します)
 - ① 公共下水道全体計画区域に隣接し、公共下水道と一体整備する方が有利となる区域
 - ② 公共下水道全体計画区域に隣接し、区域外流入として公共下水道で整備済の区域

- ③ コミュニティプラントで汚水処理しているが、施設の老朽化により、将来的に河川水質の悪化が懸念される区域
2. 削除区域(公共下水道全体計画区域から除かれ、合併処理浄化槽等での汚水処理となります)
- ① 経済性を比較し、公共下水道よりも合併浄化槽の方が有利となる区域
 - ② 農業振興区域
 - ③ 現状は農地や山林等で、将来も建物ができる見込みがない区域
 - ④ 家屋、事業所等が立地しているが、諸条件により公共下水道での整備にかなりの時間を要する区域

【見直し区域案】

公共下水道全体計画区域の見直しにより、192.4ヘクタールを削除し、その代替手法として、合併浄化槽で整備する計画とします。

また、現在は公共下水道全体計画区域外であっても、家屋等が密集している区域については、下水道へ接続するほうが有利と判断し、5.5ヘクタールを追加区域とします。

さらに、佐野見晴台区域については、汚水処理施設が老朽化した時の放流水質悪化により、河川の汚濁につながることから、42.7ヘクタールを追加区域とします。

見直し結果における新たな区域面積(表-1)と追加・削除区域の区域見直し地区名(表-2)は、下表のとおりとなります。

(単位：ヘクタール)

現在	追加	削除	見直し案	増減
1965.8	48.2	△192.4	1821.6	△144.2

表-1 区域面積

追加地区	削除地区	
佐野見晴台1丁目の全部	川原ヶ谷の一部	新谷の一部
佐野見晴台2丁目の全部	錦が丘の一部	梅名の一部
佐野の一部	谷田の一部	玉川の一部
徳倉の一部	中の一部	平田の一部
沢地の一部	中島の一部	松本の一部
谷田の一部	鶴喰の一部	安久の一部
大場の一部	青木の一部	御園の一部
御園の一部	八反畑の一部	

表-2 区域見直し地区

※ 区域図面は別紙のとおり

【今後の取り組み】

公共下水道整備については、今回の区域見直し結果を反映した「三島市公共下水道全体計画」の変更を行い、残りの未整備箇所について効率的な整備計画を立て、計画的に整備を進めていきます。

また、下水道全体計画区域外と下水道事業計画区域外(認可区域外)については、浄化槽設置事業費補助金制度を設け、既に合併浄化槽での整備を促進しているところですが、今回の削除区域を含め、引き続き整備を進めていきます。

将来的に公共下水道での整備を期待していた皆さまには、合併浄化槽への整備に変更することで、水質環境への不安を持たれるかもしれませんが、合併浄化槽は定期的な点検と清掃を行うことで下水道と同様の水質で水処理できるため、水質環境においては問題はありません。

なお、今後は汚水処理施設整備構想の定期的な検証を行うとともに、人口動態、世帯形態の変化や、都市計画の大幅な見直し、土地利用の変更、大規模な開発などの社会情勢の変化等に応じ、随時、適切に汚水処理の構想を見直すとともに、効率的かつ計画的な公共下水道事業を実施して参ります。 皆さまのご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

【用語の説明】

「下水道普及率」

下水道普及率＝(下水道処理人口／住民基本台帳人口)×100(%)

「全体計画」

全体計画とは、上位計画である狩野川流域下水道整備総合計画に定められた目標等に基づき、将来的な下水道施設の配置計画を定めるもの。人口減少社会の到来等を踏まえ、概ね20～30年後の間で将来フレームを想定し、計画を定めることとされている。

「事業計画」

事業計画とは、全体計画に定められた施設を段階的に設置するための計画。具体的には、全体計画のうち、5～7年間で実施する予定の計画につき、下水道法第4条の規定に基づき、あらかじめ事業計画を定め県知事と協議することとされている。

「合併浄化槽」

し尿と生活雑排水(台所、風呂、洗濯等に使用した水)を戸別にまとめて処理する浄化槽。従来のし尿のみを処理する単独浄化槽に比べて、河川等公共水域の汚濁を軽減する効果がある。

「1ヘクタール」

10,000平方メートル